

広情審第37号  
平成21年11月17日

広島市長 秋葉忠利様

広島市情報公開審査会  
会長 佐伯祐二

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年1月13日付け広中建第9号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第41号関係）

別添（諮問第41号関係）

# 答 申 書

平成21年1月13日付け広中建第9号で諮問のあった事案（諮問第41号で受理）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づき、平成20年9月8日に提出された第〇〇-〇〇〇号の届出書一式（通知書、委任状及び添付図面全て）」について広島市長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした決定のうち、別紙2中の「審査会の判断」の欄に「開示」と表記した項目に係る不開示部分については、これを取り消し、開示すべきです。その他の部分については、実施機関の決定は妥当です。

## 2 異議申立ての趣旨

平成20年12月27日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年10月10日付けで行った、『「リサイクル届出書一式」第〇〇-〇〇〇号』に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が同月22日付け広中建第194号で行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）のうち、不開示部分を取り消すよう求めているものです。

## 3 申立人の主張の要旨

異議申立書、意見陳述書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 本件開示請求に係る公文書については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第10条第1項の規定により届出が義務付けられているものであるが、本件開示請求を行ったところ、情報公開条例第7条第1号に該当することを理由として、本件部分開示決定がなされた。「開示しない部分の概要」欄には、①『届出者が個人である届出者の「氏名」、「郵便番号」、「住所」及び「印影」』、②『届出者以外の個人の「印影」、「氏名」等』が記載されているが、個人に関する情報には該当しないと思料される部分についても不開示とされた。具体的には次のとおりである。

- ア 「工事の名称」の黒塗りは「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」に  
違背する。
- イ 「工事の規模」工事対象床面積延べ部分の黒塗りは条例に違背する。
- ウ 「分別解体等の計画等」の黒塗りは条例に違背する。
- エ 工程表中の件名部分の黒塗りは条例に違背する。
- オ 住宅地図は何人でも入手確認出来る情報及び第8条2項（開示しても個人の権利  
利益が害されるおそれがない）に該当する部分であり黒塗りは条例に違背する。
- カ 「委任状」と思われる表題すら黒塗りは条例に違背し、委任者名は事業を営む個  
人の情報であり、受任者は法人でありこれを黒塗りにした行為は条例に違背する。
- (2) 本件開示請求に係る公文書は、建設リサイクル法に基づく善行の届出書である。条  
例の偏った判断や理解のもと、実施機関による情報を隠ぺいしようとする意図や保身  
的行為により、本件部分開示決定がなされており、請求者の知る機会を失わしめるも  
ので、条例に違反するものである。
- また、不開示とされた情報があることにより、建設リサイクル法に基づく届出書の  
記載内容を確認することができないため、刑法に抵触する解体工事を告発しようとする  
近隣住民の権利を阻害するものであり、法的根拠を欠き、建設リサイクル法の目的  
及び条項にも違背するものである。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

建設リサイクル法第10条の規定は、解体工事などの発注者に、工事に着手する日の  
7日前までに建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等についての届出を義  
務付けることで、分別解体等及び再資源化等を促進し、再生資源の十分な利用及び廃棄  
物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環  
境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するという同法の目的を達成しようとするも  
のである。本件開示請求に係る届出書の中には、個人である届出人の住所、氏名、電話  
番号、印影などの個人情報のほか、解体工事を行う建築物の延べ床面積、廃棄されるコ  
ンクリート塊の見込量など、当事者しか知り得ない情報が記載されており、これらは「個  
人に関する情報」に該当（第7条第1号）するものであると判断し、当該部分について  
は不開示とした。また、建設リサイクル法が個人情報の保護を制限してまで届出内容を  
一般公衆に公開することを保障したものではないことも考慮すると、適正に本件部分開  
示決定を行ったものであり、全部を開示しなくとも、同法の目的に反することにはなら  
ない。

## 5 審査会の判断理由

当審査会としては、本件対象公文書を見分し、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に即して検討した結果、以下のとおり判断します。

### (1) 本件対象公文書について

申立人による『「リサイクル届出書一式」第〇〇-〇〇〇号』と記載された本件開示請求に対し、実施機関は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づき、平成20年9月8日に提出された第〇〇-〇〇〇号の届出書一式（通知書、委任状及び添付図面全て）」を本件対象公文書として特定しました。本件対象公文書は、届出書、別表1（分別解体等の計画等）及び添付書類（工程表、住宅（戸別詳細）地図、現場写真、一般建設業の許可について（通知）等）で構成されています。なお、建設リサイクル法第10条に基づく届出は、実施機関の主張の要旨にあるとおり、一定の条件・規模の解体工事などの発注者に、工事に着手する日の7日前までに建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等についての届出義務を課し、分別解体等及び再資源化等を促進し、同法の目的を達成しようとするものであることが認められます。

### (2) 本件部分開示決定について

実施機関は、本件対象公文書について、別紙2中の「不開示部分」の欄に表記された部分（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とする本件部分開示決定を行っています。

### (3) 本件不開示情報について

#### ア 条例第7条の適用条項の基本的な考え方

(ア) 条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。実施機関は、本件部分開示決定において、「開示しない理由」を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため」としています。

(イ) 条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」を不開示情報として規定しています。

(ウ) 実施機関は、本件部分開示決定において、本件不開示情報は、上記（ア）のとおり、全て個人情報（条例第7条第1号）に該当するものとしていますが、本件

開示請求に係る届出書の対象建物（以下「本件対象建物」という。）に関する情報が、個人情報に該当するのか、あるいは個人の事業に関する情報（条例第7条第2号。以下「事業情報」という。）のいずれに該当するかを再考した上で、本件不開示部分の是非について検討します。

- (エ) 実施機関の説明によれば、本件届出書は解体工事のおおむね7日前までに提出されるのが通常であり、届出に際し、必要な書類及び記載事項が満たされていれば受理し、現地調査は行わないとのこと。本件対象建物に関する情報の適用条項の判断にあたり、実施機関はどの程度まで事実調査を行う必要があるのかについて、一般的に定められたものはありません。しかし、開示決定等に際し実施機関は、外形上から判断できる事実、若しくは、公にされ容易に分かる事実などについては、判断の基礎とする必要があると考えられます。届出書等の外形上から判断できる事実として、本件対象建物の用途は「店舗兼集合住宅」、階数は「7階建」との記載があり、また、当審査会において調査したところ、公にされ容易に分かる事実として、住宅（戸別詳細）地図があります。この中で本件対象建物については、「〇〇ビル」と建物（ビル）名称が記載されており、入居状況が記載された部分を見ると、1階及び3階の下層階には事業者（テナント）2社が、4階から7階までの上層階には姓が異なる個人9名が入居していたことが認められます。実施機関の調査によれば、本件対象建物は個人所有になっていますが、上記の事実からは、建物規模が大きく、事業者（テナント）や個人が複数入居していたことがうかがえるため、一般を対象とした賃貸ビルであることが容易に推察できます。こうしたことから、本件対象建物に関する情報については、一律に個人情報に該当するものと判断することは妥当ではなく、むしろ事業情報に該当することを基本として、個別の情報について、個人情報に該当するものがないかの検討を行う必要があると考えられます。

#### イ 事業情報に該当するもの

##### (ア) 本件部分開示決定の開示部分

これらの情報は、本件対象建物に関する事業情報で、建物の外観等から何人でも知り得る情報であることが認められ、条例第7条第2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するとは認められないため、実施機関がこれらの情報を開示したことは、妥当です。

- (イ) 別紙2中の「届出書」、「別表1（分別解体等の計画等）」、「工程表」及び「住宅（戸別詳細）地図」に係る不開示部分（「届出書」の「届出者に関する情報」を除く。）

これらの情報の具体的な内容・性格としては、そもそも解体される建物に関するもので、公にされ容易に分かる事実として、住宅（戸別詳細）地図にも記載の

ある建物（ビル）名称や建築計画概要書から同種の情報が入手可能である工事対象床面積延べに関する情報のほか、残存物品の有無など、解体により終了する事業に関する情報です。したがって、これらの情報は、本件対象建物に関する事業情報であり、また、条例第7条第2号に該当する事情は認められないため、開示することが相当です。

- (ウ) 別紙2中の「委任状」に係る不開示部分（委任者の住所、氏名及び印影並びに受任者の氏名及び印影を除く。）

実施機関が開示した公文書のうち、最後のページは、黒く塗りつぶされ、どのような情報が記載されているのか判らない状況になっていますが、本件部分開示決定通知書の「公文書の件名」の項目には、上記(1)で述べたように、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づき、平成20年9月8日に提出された第〇〇-〇〇〇号の届出書一式（通知書、委任状及び添付図面全て）」と記載されており、結局、当該部分は委任状であることが推測できます。実施機関は、委任状であることを開示すべき情報と考えていたかどうかは不明ですが、委任状が存在すること自体は示されているため、このことを前提に議論を進めます。本件の委任状は、届出者の名義で作成した届出書を届出者以外の者が実施機関に提出することを委任した内容になっていますが、下記ウの（イ）で述べるように、委任者の住所、氏名及び印影並びに受任者の氏名及び印影を除き、本件対象建物に関する事業情報です。届出書の提出を他者に委任することは通常行われることであり、本件対象建物について行われたとしても特別なことではないと考えられます。したがって、これらの情報も、本件対象建物に関する事業情報であり、また、条例第7条第2号に該当する事情は認められないため、開示することが相当です。

#### ウ 個人情報に該当するもの

- (ア) 別紙2中の「届出書」の「届出者に関する情報」

実施機関の説明によれば、建設リサイクル法第10条に規定する届出者は、建物所有者に限らず、解体工事業者が届け出る場合など、様々なケースが考えられます。例えば、法人所有の建物について、当該法人が届出者であれば、事業情報として原則的に開示すべきものと考えられますが、本件対象建物は個人所有となっています。確かに、上記アの（エ）で述べたように、本件対象建物に関する情報は基本的に事業情報に該当しますが、上記のとおり届出者は建物所有者に限られないことからすれば、所有者が届出者として誰を選んだかという情報は、本件対象建物所有者の個人情報に該当するものと考えることが妥当です。したがって、「届出書」の「届出者に関する情報」は、条例第7条第1号に該当し、また、同号アからエまでに該当する事情は認められないため、不開示とすることが相当です。

(イ) 別紙 2 中の「委任状」の委任者の住所、氏名及び印影並びに受任者の氏名及び印影

上記イの（ウ）で述べたとおり、届出者が届出書の提出を届出者以外の者に委任し、委任状を提出していたという情報は、本件対象建物に関する事業情報であると考えられます。しかし、委任状の記載のうち委任者の住所、氏名及び印影は、上記（ア）の「届出者に関する情報」と同じ内容を示しているため、不開示とすることが相当です。同様に、受任者の氏名及び印影についても、条例第 7 条第 1 号に該当し、また、同号アからエまでに該当する事情は認められないため、不開示とすることが相当です。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 のとおりです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 1. 13	広中建第9号の諮問を受理（諮問第41号で受理）
21. 5. 20 （第1回審査会）	審議（諮問第41号の事案の概要説明）
21. 7. 30 （第2回審査会）	審議（諮問第41号の事案の概要説明。異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
21. 9. 4 （第3回審査会）	審議
21. 10. 20 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
吉 村 知 子	中国新聞社論説委員